

居宅介護支援重要事項説明書

<令和6年 4月 1日現在>

1、当社の概要

名称・法人種別 特定非営利活動法人 ケアプランセンターあすか
法人代表者名 理事長 富田 啓暢
法人所在地 三重県熊野市飛鳥町小阪321 電話番号 0597-84-0133

2、事業の目的と方針

要介護者の相談に応じ、本人及び家族の意向をもとに、公正、中立で利用者主権を原則とし、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、介護サービス計画の作成にあたり、適正なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護福祉施設、指定特定相談支援事業者等との連絡調整を図り、要介護者等の自立支援のための事業をおこなうことを目的とします。

3、ケアプランセンターあすか居宅介護支援事務所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業者名	ケアプランセンターあすか	介護保険指定番号	居宅介護支援（三重県 2471100152号）
所在地	三重県熊野市久生屋町573	サービスを提供する地域※	熊野市、御浜町、紀宝町、新宮市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計	
管理者	主任介護支援専門員	1名	0名	管理業務・居宅介護支援	1名	その他 事務員 若干名
介護支援専門員	主任介護支援専門員	6名	0名	居宅介護支援	6名	
	介護支援専門員	3名	1名	居宅介護支援	4名	

(3) 営業時間

平日（土・日・祝日・年末年始〔12月30日より1月3日〕を除く）	午前9時～午後5時
----------------------------------	-----------

4、居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

①居宅介護支援の利用申し込み受付 → ②課題分析 → ③居宅介護サービス計画作成 → ④サービス提供事業者との調整 → ⑤利用者への説明と同意 → ⑥サービスの提供

5、契約時の説明（居宅サービス事業所を選ぶにあたって）

お客様はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由について説明を求めることができます。

6、サービス内容に関する苦情

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

当社お客様相談・苦情担当 管理者（介護支援専門員） 大川 浩子 電話 0597-88-2077 FAX 0597-88-2078

介護サービスに関する公的な相談・苦情窓口に次のようなものがあります。

三重県国民健康保険団体連合会 059-222-4165 和歌山県国民健康保険団体連合会 073-427-4662

紀南介護保険広域連合 0597-89-6001 お住まいの市町の介護保険係

7、利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、当社からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日当該市町村の窓口に出すと、全額払戻を受けられます。

8、交通費

※前記3の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

9、解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

10、秘密保持

職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密をもらすことがないよう徹底します。また、これは職員であつたものが退職後も同様のものとします。

11、事業評価

事業の目的と方針に沿って事業が実施されているか、その実施状況の把握と評価を行います。

12、事業計画等の公開

事業計画、財務内容等は希望者の閲覧に供するものとします。